

第17期 第20回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年3月29日(火) 午後1時30分～午後1時54分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (2 名)

2番 上原 啓一 委員 7番 比嘉 強 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洩 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

3番 金城 敏満 委員 ・ 8番 瀬長 輝男 委員

7 付議すべき案件

報告第 116 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 117 号 現況証明願について

報告第 118 号 農地法許可申請の取下げ願について

報告第 119 号 農地法許可の取消し願について

報告第 120 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 121 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

| | |
|-----------|-------------------------|
| 報告第 122 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議案第 59 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 60 号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |

8. 会議の内容

議長

定刻の 1 時 30 分になりましたので、第 17 期豊見城市農業委員会第 20 回総会を開催いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本日の出席委員は 8 名中 6 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数には達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 3 番委員の金城敏満委員と第 8 番委員の瀬長輝男委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本局長及び上江洲主査をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。初めに、報告第 116 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

報告第 116 号「農地転用後利用状況の報告について」、5 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 116 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

では次に報告第 117 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 117 号「現況証明願について」、7 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 117 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。ではよろしいでしょうか。

特に質疑ないようですので、進行します。

では次に報告第 118 号について、事務局の説明をお願いいたします。

- 事務局
それでは、議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 118 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長
ただいまの報告第 118 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
では特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 119 号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局
それでは、議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 119 号「農地法許可の取消し願いについて」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長
ただいまの報告第 119 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 120 号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局
それでは、議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 120 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
- 議長
ただいまの報告第 120 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 121 号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局
それでは、議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 121 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
- 議長
ただいまの報告第 121 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 122 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 122 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、4 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 122 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に議案案件に入ります。議案第 59 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明の後に農地利用最適化委員の報告もお願いしたいと思います。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第 59 号について説明いたします。議案書の 16 ページをお開きください。
議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、3 件の申請がございました。
整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長 450 番、452 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。
整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 443 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。
整理番号 3 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡橋名 134 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。
なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び、既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。
調査結果について、大城委員から報告をお願いいたします。

大城推進委員 それでは、令和 4 年 3 月 15 日に行いました現地調査の結果について報告しま

す。

整理番号 1 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。事務局の説明と農地利用最適化委員の報告が終わりました。

これより議案の審議に入ります。議案第 59 号については 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決したいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

では次は整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

では次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

をしてから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

では次に議案第 60 号について質疑します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 24 ページをお開きください。

議案第 60 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、29 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字座安 212 番 1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 2 番につきまして、35 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 869 番 31。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、41 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 233 番 2、234 番 6。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、47 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 63 番 6、62 番 11 及び 62 番 12。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字真玉橋 468 番 3。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、座安地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10 ha未達の農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、保栄茂地区の都市機能を有する施設が連担する農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5 番の申請地は、真玉橋地区の都市機能を有する施設が連担する農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第 60 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。議案第 60 号は 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号2番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号2番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に整理番号3番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号3番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号3番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に整理番号4番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。

(はいの声あり)

議長

整理番号4番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号4番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では最後です。整理番号5番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号5番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号5番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見、ご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和4年3月29日(火)

午後1時54分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 登子 

3番委員

金城 敏清 

8番委員

瀬長 輝男 